

令和3年度 認定ケアマネジャー資格更新要領

1 更新申請の対象者

更新申請の対象者は、「認定ケアマネジャー資格更新細則」（以下「更新細則」という。）の第1条及び第2条に定める要件を満たす者とする（制度規則第13条並びに更新細則第1条及び第2条参照）。

注）令和3年度の認定ケアマネジャー資格の更新に当たっては、更新細則第2条第1項の規定は適用しない（4年度の更新者から適用）。

2 更新申請に必要な書類（更新細則第3条関係）

更新細則第3条の規定に基づく更新申請に必要な書類は、次のとおりとする。なお、申請書類は学会ホームページからプリントアウトをお願いします。

(1) 認定ケアマネジャー認定資格更新申請書【様式1】

(2) 実績の内容【様式2-①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧】

実績の内容については、更新細則第2条第2項の項目ごとに参加した学術大会、研修会等の内容を記入すること。

なお、実績点数に係る留意事項については、更新細則第2条第2項の（注）書きをご参照下さい。また、実績として判断しがたいときは事前に学会事務局にご照会下さい（照会する時間的余裕がない場合は、参加した研修会等をすべてご記入下さい）。

(3) 実績を証明する書類【様式3-①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧】

実績証明については、前記（2）の実績に応じ更新細則第3条に規定する証明書類（写しで差し支えない）を添付すること。

3 更新申請の受付

更新申請の受付は令和3年8月2日（月）から9月30日（木）までとし、更新申請書類（原本）1部を下記に提出すること。

【送付先】

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7-9 四谷ニューマンション206号
一般社団法人日本ケアマネジメント学会 事務局

4 資格更新の審査（更新細則第4条関係）

日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー資格認定委員会において審査し、12月下旬までに資格更新の可否を通知する。

5 資格更新登録及び認定証の交付（更新細則第5条・6条）

- (1) 資格更新の通知を受けたときは、更新審査料3,000円及び登録認定証料5,000円を学会あてに納入すること。

(注) 更新審査料及び登録認定証料の納入は令和4年2月末日までにお願ひします(払込取扱票の通信欄に学会会員番号をご記入下さい)。

- (2) 更新審査料及び登録認定証料の納入をご確認し、認定ケアマネジャーの更新登録及び認定証を交付します。

6 更新資格の有効期間（更新細則第7条関係）

更新資格の有効期間は、更新前有効期間終了日に続く5年間とする（次期更新は令和8年度）。